

番号	年度計画	実施状況等	評価委員会からの再質問	質問に対する回答・意見・考え方
Ⅱ-1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ①学生の確保 ア学部				
21101	<p>＜アドミッション・ポリシー*の明確化＞</p> <p>入試情報及び改正したアドミッション・ポリシー*に関する情報を、大学ホームページ、進学説明会やオープンキャンパス*等の機会を活用して積極的に発信し、周知に努める。特にこれらの情報を高校生へ周知徹底するためにSNSを活用し、適切に運用する。</p>	<p>改正したアドミッション・ポリシー*について、説明会等で直接説明する機会を通して周知を図るとともに、進路指導教員等との意見交換の中で、十分に理解が得られていることを確認した。</p> <p>積極的な情報発信の方策として平成29年度導入したLINEを用いた情報提供では、進学説明会等の開催予定など新たな情報を月2～3回程度更新しながら継続して提供している。LINEの利用状況(平成29年12月20日時点)について、登録者数は677名で月平均350回程度(200名弱)の登録者がLINEホームページを閲覧していた。同時に実施したアンケート結果から、回答の得られた85名(高校1年:13%、高校2年:21%、高校3年:35%、保護者:18%、その他:13%)の内9割程度がLINEによる情報提供に「満足している」とのことであった。</p> <p>なお、本学の教職員が高校生、保護者、高校教員等に直接入試関連情報を提供する機会となるオープンキャンパス*、入試説明会等については、大きな増減なく下記の通り実施した。</p> <p>平成30年度の入試動向について、特別入試及び一般入試の志願者数が641人、志願倍率6.4倍、また県内入学生は65人であった。</p> <p>①オープンキャンパス*</p> <p>7月29日開催、保護者含め約600名参加</p> <p>②高校教員向け入試説明会</p> <p>5月31日開催、高校28校(33名)、9市町(11名)</p> <p>③進学12校進路指導担当教員との意見交換会</p> <p>9月19日開催</p> <p>④平成31年度開始の特別入試指定校推薦入試説明会</p> <p>10月24日開催、高校24校参加</p> <p>⑤本学教員による高校訪問数</p> <p>6月、3月に訪問、延べ45校</p>	<p>(質問①)</p> <p>②高校教員向け入試説明会、⑤本学教員による高校訪問数、⑥進学説明会への参加について、以前の本学の体制時には、熱心に取り組まれていたと考えているが、昨年度、理事交代により新たな体制となった中で、その実施内容や取り組み方に変化がないか。</p>	<p>(回答①)</p> <p>②高校教員向け入試説明会については、平成28年度まで年1回のところ、平成29年度は特別入試指定校推薦入試の説明会を追加し、丁寧な説明とともに信頼関係の構築に努めています。</p> <p>⑤高校訪問数については、平成28年度は42校(県内26校、県外16校、延べ64校)でしたが、平成29年度は、入学実績のあった高校への訪問を中心に見直しを図り35校(県内20校、県外15校、延べ45校)の訪問でした。</p> <p>⑥県内の進学説明会等への参加に関しては、平成28年度25会場に対して、平成29年度は25会場で変化はありませんでした。</p> <p>担当者の交代があっても、事業の持続性を維持しながら、適切な見直しを図ることを基本として取り組んでいます。</p>

		(H29年度入試で入学実績のあった高校、県内20校、 県外15校) ⑥進学説明会への参加 随時 県内高校12件(対応人数:147人) 県内会 場13件(対応人数:181人) (関連項目 21103)		
Ⅱ-1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ①学生の確保 イ研究科				
21104	<p>＜アドミッション・ポリシー*の明確化＞</p> <p>ディプロマ・ポリシー*の修正を完了し、それに整合する修士論文コースとCNSコース*（母性看護学・精神看護学）のカリキュラム・ポリシー*及びアドミッション・ポリシー*の修正を行う。</p>	<p>大学院研究科入学生を確保するために入試改革を行ってきたが、新たに医療機関等における指導能力を獲得することを目的とした「臨地教育者コース」を平成31年度からのカリキュラムにおいて各看護専門分野に設置することを決定した。それに伴い研究科のディプロマ・ポリシー*を、修士論文コース、CNSコース*、臨地教育者コース毎に修得すべき能力を明確にしたものに修正し、カリキュラム・ポリシー*についてもディプロマ・ポリシー*に整合する修正を行った。さらに3つのコースに対応させたアドミッション・ポリシー*改正の検討も行った。</p> <p>[補足資料: アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー]</p>	<p>(質問①)</p> <p>A4版2頁にわたる3つのポリシーの詳細な説明は認識したが、現段階での3つのポリシーの核心部分を連携して表現するとどのようになるのか。</p>	<p>(回答①)</p> <p>①修士論文コースは、「看護学の発展に寄与する研究能力の修得」(DP)を目指しています。そのためAPでは看護上の課題に関して主体的・自立的に探求しようとする姿勢を有している人を求めます。CPでは、看護の現状と課題を明確するための理論・研究・実践の諸概念を学ぶ科目を設置します。コアは、研究能力の育成です。</p> <p>②臨地教育者コースは、「看護実践の場における看護専門職者や看護学生に対する教育能力の修得」(DP)を目指しています。そのためAPでは看護教育への積極的な姿勢と展望を持ち、将来、臨地における教育者として社会に貢献しようとする意志を有している人を求めます。CPでは、看護系教育研究分野における現状と課題を明確にするため演習や臨地実習を設置します。コアは、看護教育能力の育成です。</p> <p>③専門看護師コースは、「特定分野における卓越した看護実践能力の修得」(DP)を目指しています。そのためAPでは看護の特定分野における高度な知識と技術の修得を目的とし、多様化・複雑化・高度化する看護ニーズへの対応にやりがいと使命を有している人を求めます。CPでは、専門看護師として臨床現場でのスペシャリストとしての能力が修得できるよう実習を設置します。コアは卓越した看護実践能力の育成です。</p>

II-1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ②教育課程及び教育内容の充実 ア学部																																														
21106	<p><教育課程・教育方法・内容の充実></p> <p>新カリキュラムの運用を開始し、カリキュラム評価ができるように準備をすすめる。</p>	<p>平成29年度カリキュラムが開始し、それに伴うカリキュラム評価の準備を以下のように進めた。</p> <p>①平成29年度カリキュラムのカリキュラムマップを作成し、ディプロマ・ポリシー*との体系的整合性を確認した。</p> <p>②平成29年度カリキュラムを評価するため、指標等について検討を開始した。</p> <p>③文科省「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を参照し、平成29年カリキュラムを点検した。その結果、モデル・コア・カリキュラムとの対応を確認できた。</p> <p>④教務委員会委員が以下の研修等に参加し、カリキュラム評価に関する情報を収集した。</p> <p>・参加研修：日本看護系大学協議会主催「看護学士課程教育の質を高めるカリキュラム開発に関する研修会（12月）」、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム説明会（1月）」、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標に関する報告会（3月）」</p>	<p>(質問①)</p> <p>自己学習時間は、「学年が上がるにつれて多くなる傾向がみられる」というが、平成29年の「1日につき自己学習する時間」〔人〕の絶対数の分布を見ると、どの学年も同じような感がある。「学年が上がるにつれて多くなる傾向がみられる」というのは、客観的根拠があるのか。ご提示いただきたい。</p> <p>(参考：前回回答)</p> <p>自己学習時間は、「大学生活に関するアンケート」において把握しています。<u>その結果、学年が上がるにつれ自己学習時間が多くなる傾向がみられました。</u></p> <p>参考 平成29年度の結果 「1日につき自己学習する時間」(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年 生</th> <th>2年 生</th> <th>3年 生</th> <th>4年 生</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①0分</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>②30分未満</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>③30分～1時間</td> <td>41</td> <td>32</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>④1～2時間</td> <td>19</td> <td>36</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>⑤2～3時間</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>⑥3時間以上</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		1年 生	2年 生	3年 生	4年 生	合 計	①0分	10	4	7	4	25	②30分未満	22	11	7	19	59	③30分～1時間	41	32	18	19	110	④1～2時間	19	36	22	22	99	⑤2～3時間	2	14	15	18	49	⑥3時間以上	0	2	14	9	25	<p>(回答①)</p> <p>自己学習時間の分布について、ご指摘いただいたように数値の分析が不十分でしたので参考：前回回答部分は、以下のように修正します。</p> <p>自己学習時間は、「大学生活に関するアンケート」において把握しています。 (以下、削除)</p>
	1年 生	2年 生	3年 生	4年 生	合 計																																									
①0分	10	4	7	4	25																																									
②30分未満	22	11	7	19	59																																									
③30分～1時間	41	32	18	19	110																																									
④1～2時間	19	36	22	22	99																																									
⑤2～3時間	2	14	15	18	49																																									
⑥3時間以上	0	2	14	9	25																																									
II-1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ②教育課程及び教育内容の充実 イ研究科																																														
21108	<p><教育課程・教育方法・内容の充実></p> <p>平成30年度に申請予定の38単位教育課程に適応するCNSコース* (母性看護学・精神看護学)の新カリキュラム案をカリキュラム・ポリシー*に基づき策定する。また、</p>	<p>平成31年度からのカリキュラムでは、これまで修士論文コース、CNSコース*の2コースであったものに臨地教育者コースを加えることとした。臨地教育者コースには、医療機関や行政機関の臨地の場における新人教育や学生指導の能力を獲得するために「臨地教育実習」と、臨地における教育課題を研究する「課題研究」を設置することとした。また、これまでの看護系専門分野に加えて、「人文社会看護学分野」と「自然科学看護学分野」を新設し、看護における様々な研究課題に対応できるようにした。</p>	<p>(質問①)</p> <p>平成31年度からのカリキュラムに臨地教育者コースを加え、また、これまでの看護系専門分野に加え、「人文社会看護学分野」と「自然科学看護学分野」を新設することとした。これらのカリキュラム・分野改革によって、これまで大学院教育課程が<u>直面していた</u>どのような問題が解決する見通しであるのかを明らかにしていただきたい。</p>	<p>(回答①)</p> <p>大学院の最大の課題は、入学定員を満たしていないことです。</p> <p>学内推薦入試、機関長推薦入試と入試方法の工夫を重ね、29年度は教育課程を検討しました。その結果、看護学の各専門領域に臨地教育者コースを設定する、修士論文コースの中に人文社会看護学分野と自然科学看護学分野を開設することを決定しました。</p>																																										

<p>修士論文コースの新カリキュラム案についても同時に策定する。</p>	<p>平成30年度に申請を予定している母性看護学・精神看護学のCNSコース*（38単位教育課程）以外の新たなCNSコース*の設置も検討したが、修了要件が現行36単位（CNS認定科目26単位＋課題研究他10単位）から46単位（CNS認定科目38単位＋課題研究他8単位）と増大し、就業しながらの修学がより難しくなると考えられることから、平成31年度カリキュラムの運用状況を待って判断することとした。</p>		<p>前者は医療看護の現場において基礎教育の実習指導や現任教育のリーダーとなる、新たな人材の育成であり、本県の看護の質向上に貢献することを目指します。</p> <p>後者は現在でも修士論文コースでの研究指導を、看護系教員とともに教養・基礎系、専門支持系教員が担っていますが、学際的分野である看護学の広がりに対応可能な学内の人材を活用して、より幅のある研究を生み出していくことは、看護の基盤分野を今後担う人材育成になると期待しています。</p> <p>以上の教育課程の改定は、入学定員の確保に向けた試みの一つと考えています。</p>
--------------------------------------	---	--	---

Ⅱ－1 教育に関する取組 (2) 教育の質の向上に関する取組

21201	<p>＜授業の点検・評価＞</p> <p>引き続き「教員相互による授業点検・評価」と「学生による授業評価」を実施し、「授業改善等に関する報告書」を作成し、これらを教育に活用する。</p>	<p>授業の点検・評価は、①「授業改善等報告書」、②「学生による授業評価」、③「教員相互の授業点検評価」に基づいて行った。</p> <p>①平成28年度より開始した「授業改善等に関する報告書」を作成し、学内ホームページに掲載し、学生及び教職員に掲載の周知を図った。</p> <p>②「学生による授業評価」については電子メールにより授業評価WEBページに誘導する方式で継続した。科目の満足度の設問において、講義科目全体の平均値（4点法）は、前期3.32（平成28年度3.30）、後期3.37（同3.37）、であった。実習科目全体の平均値（5点法）は、前期4.29（同4.30）、後期4.21（同4.32）であり、平成28年度と同水準の高い評価を得た。科目ごとの結果は担当教員にフィードバックして授業改善に活用するとともに、授業評価結果か全体の評価結果を、学内ホームページに掲載し学生及び教職員に公表した。</p> <p>③「教員相互の授業点検評価」については、平成28年度に引き続き、授業点検評価者1名の体制で実施し、全教</p>	<p>（質問①）</p> <p>「教員相互の授業点検評価」について従来との点検評価者2名体制との比較を行うアンケート調査を実施したとのことであるが、アンケート調査の具体的な項目、内容、意見分布が具体的に提示されていないので、アンケート調査の結果が客観的に把握できない。全体として教員数が少なく、担当授業時間数が多い現状の下で、点検評価者2名体制を実施するのは幾つかの困難があり、アンケートでは1名体制によるその困難の解消が高く評価されたのではないと思われる。その点を明らかにしてほしい。</p>	<p>（回答①）</p> <p>「教員相互の授業点検評価」に対するアンケート調査の結果をお示しします。</p> <p>「点検評価を1名から受けることで、2名の時と比べて有用な討議や意見の数が減りましたか」の問に対して、「減った」20%、「変わらない」80%でした。「点検評価を1名で行うことで、2名の時と比べて討議はし易かったですか」の問に対して、「しにくかった」0%、「変わらない」60%、「しやすかった」40%でした。自由意見は、「意見や質問が言いやすく、被評価者の教員が授業づくりで大切にしていることや、感じている学生の課題についてよく聞くことができた」「自分の意見を伝えやすかった」などでした。</p> <p>「点検評価を1名で行うことで2名の時と比べ回数等の負担が減りましたか」の問に対して、「減った」（100%）でした。具体的な内容は「評価会議や点検評価の授業との日程調整の負担が減った。ほとんど実習に出ている教員同士で日程調整することや点検評価に入ること</p>
-------	---	--	---	--

		<p>員が評価を受け授業の質向上を図った。従来の点検評価者2名体制との比較を行うアンケート調査を実施した。その結果、有用な意見の数や意見交換の雰囲気には違いはなかった。<u>また、ディプロマ・ポリシー*を達成するための授業づくりの必要性やスケジュール調整などの負担減が示された。「教員相互の授業点検評価」の方法については、今後も随時、見直しをしながら活用することとした。</u></p> <p>以上①から③までを網羅した結果、科目間の関連性の明確化、授業で行う看護過程の共有などが課題として抽出されたため、「教育・研究コロキウム*」のテーマとして取り上げた。</p> <p>〔補足資料：平成29年度前期・後期「学生による授業評価」集計結果（講義、演習科目）〕</p>		<p>は大変負担が大きかったため」「2名と調整せずに済むので時間的、精神面でも負担が減るため、今後も1名で問題ない」などでした。</p>
21202	<p><研修会等の開催></p> <p>FD*活動を推進するため、研究教育内容や授業方法についての相互研修などを引き続き開催する。</p>	<p>FD*活動として、① 「研究・教育コロキウム*」を年2回、② 「FD*研修会」を年1回、③ 「FD*/SD*合同研修会」を年1回、それぞれ開催した。①、②に関しては、教員や学生のニーズを踏まえ科目間の関連をテーマに実施した。また平成29年度よりSD*研修が教員や技術職員においても義務化されたことによりSD*研修担当者と協同しながら実施した。</p> <p>①平成29年度の「教育・研究コロキウム*」は、科目間の関連を主テーマと設定し複数の登壇者によるシンポジウム形式として実施した。各テーマと成果は以下のとおりである。</p> <p>【テーマ】第1回：科目間の関連性～学びの基盤から応用まで～</p> <p>第2回：三重県立看護大学における看護過程の展開</p> <p>【成果】アンケート調査によると各回とも「有意義だった」「まあまあ有意義だった」の回答が昨年同様100%であった。平均参加者数は40名（平成27年度20.5名、平成28年度30名）と増加した。特に第2回のテーマでは</p>	<p>（質問①）</p> <p>愛媛大学教育・学生支援機構・教育企画室副室長 中井俊樹教授を講師として講義と演習形式で実施したFDの内容がどのように「有意義だった」又は「まあまあ有意義だった」かを、具体的に把握したい。</p> <p>（質問②）</p> <p>学外講師による「公立大学の現状と課題」を開催し、公立大学法人が置かれている現状と課題、大学改革の取り組み等についての報告がなされたとのことであるが、学外講師とは誰なのか、公立大学法人の現状と課題について何が話されたのかが不明確である。具体的に明らかにしていただきたい。</p>	<p>（回答①）</p> <p>FD研修会の当日配布資料とアンケート結果をお示しします。</p> <p>FD研修会のアンケート結果から、研修会が有意義だった理由として、「改めてカリキュラムを見直す機会となった」「他領域の教員とディスカッションできた」「課題と理想のカリキュラムについて様々な意見を聞くことができた」などの意見がありました。</p> <p>（回答②）</p> <p>平成29年6月21日に、一般社団法人公立大学協会の中田晃事務局長を講師として、「公立大学の現状と課題」について研修しました。その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>1 公立大学の現状</p> <p>(1) 公立大学の設置政策</p> <p>公立大学の急増、看護医療福祉系の大学・学部の設置、短期大学の四年制大学への改組、私立大学から公立大学法人への設置者変更など</p> <p>(2) 公立大学法人制度</p> <p>公立大学法人の増加、国立大学法人との比較、法人化と学長のリーダーシップなど</p>

		<p>各領域の看護過程の教育方法の共有により、学生に生じやすい混乱の背景や今後の改善点が明確となり有意義な研修機会となった。一部の領域ではこの研修内容を踏まえ実習指導の改善を図った。</p> <p>②「FD*研修会」では、昨年のカリキュラムマップアイデア形成に係る研修の成果を踏まえ、カリキュラムリスト（リスト）とカリキュラムマップ（マップ）の有効な表現や使い方が検討できることを目的とした。愛媛大学教育・学生支援機構 教育企画室副室長 中井俊樹教授を講師として講義と演習形式（現行カリキュラムにおける教育の現状と課題の抽出等）で実施した。アンケート調査によると「有意義だった」「まあまあ有意義だった」の回答が100%であり、参加者数は45名であった。</p> <p>③FD*/SD*合同研修会として学外講師による「公立大学の現状と課題」を開催し、公立大学法人が置かれている現状と課題、大学改革の取り組み等についての報告がなされた。アンケート調査によると講演の評価は「満足」「どちらかといえば満足」との回答が88.9%であり、概ね好評であった。（参加者45名）</p>		<p>(3) 公立大学の財政政策 運営費交付金制度、学生一人あたりの財源措置、関係者の連携による新たな財源措置など</p> <p>2 大学改革の見取り図 (1) 大学制度に関する法令 大学のガバナンス改革の推進、学校教育法、大学設置基準、中央教育審議会など (2) 大学改革の経緯 大学設置基準の大綱化・自己点検評価の努力義務化、認証評価制度の導入、大学法人制度の導入、競争的資金政策など (3) 大学改革の向かう方向 教育政策をめぐる「小政治」と「大政治」、3大ポリシーの策定と公表の義務化、地方大学の振興と若者雇用の促進など</p> <p>3 公立大学の課題 (1) 大学評価の課題 2つの評価制度、教育研究評価の課題、3巡目の認証評価制度、NPMの反省など (2) 職員・教員に関する課題 大学職員の役割の重要性、SDの義務化、教員と職員の協働、自治体職員からプロパー職員へ、地方自治の反省から学ぶなど (3) 公立大学の未来に向けて 「新設・再編」と「法人化」を通じて行われてきた改革、「大学改革」に必要と言われるもの、公立大学の地域貢献へのアピールなど</p>
--	--	--	--	---

Ⅱ－1 教育に関する取組 (3) 学生の支援に関する取組

21302	<p><生活支援> 各種相談制度の利用を図るために、入学時や年度当初に行うガイダンスやオリエンテーションにより積極的な周知を行うとともに、学生のニーズを把握して利用しやすい相談</p>	<p>「大学生生活に関するアンケート」の結果では、「本学の生活支援制度」及び「学生生活全体」について“満足している・ほぼ満足している”と回答した学生は、それぞれ88.0%、88.0%（平成28年度：90.0%、88.4%）であり、数値目標を達成できた。また、「学内の施設・整備等」に関して“満足している・ほぼ満足している”と回答した学生は、78.6%（平成28年度：78.7%）であった。 各種健康相談制度に関しては、4月のオリエンテーショ</p>		
-------	--	--	--	--

<p>環境を整える。</p> <p>引き続き、学生の公益的 活動に関する意識を醸成 し、積極的な参画につな がるよう支援を行う。</p>	<p>ン及びガイダンスにおいて学生への周知を行った。また、保健室の担当者は、学校医やカウンセラーとの連携を継続して行い、必要時にはチューターへの情報提供も行った。これらの取組みの結果、「大学生活に関するアンケート」では、各種健康相談制度に関して“知っている”と回答した割合は、平成 28 年度との比較において、学校医による相談制度：45.1%→53.6%、カウンセリング：68.3%→70.8%、保健室での何でも相談：72.3%→71.6%、女性の中から相談：29.9%→34.7%となり、学生の各種健康相談に関する認識が高まった。</p> <p>「大学生活に関するアンケート」については、自由記述を除き、学内ホームページにおいて学生に結果を公表し、「現在の学生生活に関して日頃感じていることや意見」欄に記載された“大学生活に関する目安箱をおいてほしい”等の学生の要望を取り入れ改善した点についても提示した。</p> <p>平成 29 年度も学生のボランティア活動に関する意識を醸成するため、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス時に、平成 27 年度の学生ボランティア啓発講演会において、卒業生のボランティア経験に関する発表をビデオ撮影したものを流すか、あるいは実際にボランティアを経験した学生にその経験を講演してもらった。</p> <p>学生のボランティア活動への参加の促進のためには教職員による動機づけが重要との平成 28 年度に開催された「ボランティア活動共有会」の結果を踏まえ、平成 29 年度は、より積極的に教員が学生と一緒にボランティア活動に参加することを心掛けた。また、平成 29 年度は学生に対するボランティア活動の啓発のため、「在学生のボランティア経験者の話を聞こう」と銘打ち、1 年生や 4 年生のボランティア活動に参加した 6 名の学生にボランティア経験について学生が出席しやすい昼休みに語ってもらい、50 名強の学生や教職員の出席があった。</p> <p>平成 29 年度は、教員が積極的に学生と一緒にボランティア活動に参加するよう取り組んだ結果、本学で有</p>	<p>(前回質問) 学生のボランティア活動への職員の参加度は。</p>	<p>(修正版回答) 「サンタでゴミ拾い」に 1 名、「三重県ユニセフ 5 周年記念事業への出展」に 1 名など、延べ 3 名が参加しました。</p>
--	--	---	---

する交通費を補助する制度の申請ベースでは、「サンタでゴミ拾い」に3名、「三重県ユニセフ5周年記念事業への出展」に15名、「三重県立総合医療センター防災訓練」に6名など、延べ29名の学生がボランティアに参加し、平成28年度の17名に比較して増加した。

「大学生活に関するアンケート」の結果では、「事務局職員の対応」について、「満足している・ほぼ満足している」と回答した学生は、91.1%（平成28年度：86.6%）であり、数値目標を達成できた。

経済的理由によって学資の負担が困難であり、かつ学業優秀と認められる者について、授業料の減免を行った（前期14名、後期14名）。

平成29年度に設置された三重県立看護大学修学支援基金を活用し、「みかん大進学支援給付金」制度を構築した。

Ⅱ-2 研究に関する取組 (2) 研究実施体制等の整備に関する取組 ②研究倫理を堅持する体制の整備

22301	<p><研究倫理を堅持する体制></p> <p>引き続き、定期的に倫理審査会を開催し研究倫理を徹底する。また、卒業研究の倫理審査について適切に運用する。現在の研究倫理に関する規程については、厚生労働省から出された倫理指針に沿った内容とするための改正を検討する。</p>	<p>研究倫理審査会を月1回(年間12回)開催し33件(このほか学部生の卒業研究に係る簡易審査35件)の審査を実施した。また、審査会の構成員を、国発出の倫理指針に基づき見直し、外部委員3名を追加した。このことで、審査において、研究対象者からの観点や、法的な観点からの審査体制が強化された。</p> <p>国指針に基づき、現行の研究倫理に関する規程を平成29年11月に改正した。また、審査要領を平成30年2月に改正した。</p> <p><u>卒業研究の簡易審査</u>について、平成29年度の運用実績を検証のうえ要領等を改正した。</p> <p>平成30年度以降も、より効果的かつスムーズな運用の見直しを進めるための情報収集と審査会の資質向上を目的に、外部研修に委員2名を派遣のうえ、3月審査会において課題の抽出と30年度の活動方向の確認を行った。</p> <p><抽出された主な課題></p> <p>①申請者・審査者双方が、研究倫理にかかる資質・申請(審</p>	<p>(前回質問)</p> <p>「卒業研究の簡易審査」とは何のことか。</p>	<p>(修正版回答)</p> <p>「卒業研究の簡易審査」とは、学部生の卒業研究に係る倫理審査を指します。</p> <p>卒業研究にかかる倫理審査は、次の手続きで行います。</p> <p>①指導教員が研究内容を確認し、倫理審査が必要かどうかを判断する。倫理審査が不要と判断した場合は、研究を開始できる。</p> <p>②倫理審査が必要と判断された場合は、指導教員が「本審査」が必要か、迅速な審査である「簡易審査」かを判断する。(本審査が必要な研究は、介入研究及び侵襲性を有する研究)</p> <p>③迅速な審査である「簡易審査」の場合は、学生が「研究倫理審査申請書」を作成し、申請にあたっては、指導教員の事前承認を得る。審査会が承認した時点で研究を開始する</p>
-------	--	---	--	--

	<p>研究費の執行については、「研究費等執行マニュアル」を適切に理解するような改正を行うとともに、あらためて、マニュアル全体の周知徹底を行う。また、研究不正行為等の防止にかかる研修を実施し、不正行為等に関する教職員の意識向上を図る。</p>	<p>査) 内容の適切性・効率性を向上することができるための仕組みの構築が必要</p> <p>②申請(審査)プロセス縮減に向けた運用の見直し検討が必要。</p> <p>平成29年4月の全教職員が出席する会議において、「研究費等執行マニュアル」の平成29年度からの改正点を中心に対象教職員に周知した。また、三重県内の最低賃金の引き上げが平成29年10月に実施されたことから、研究補助者の単価を改正した。</p> <p>平成29年9月には、研究に関する全教職員を対象に研究活動における不正行為の防止等についての研修会を2回開催し、関係する教職員全員が参加した。なお平成29年度の研修会の内容としては、平成28年度のアンケート結果から、国が公表している不正行為の事例を題材に、起こった原因やその改善策、不正に関わった教職員の処分など、より具体的な内容の研修として、不正行為防止に向けた意識向上を図った。さらに、他大学で開催された不正防止研修会に事務担当者を派遣し、担当職員のレベルアップに努めた。</p> <p>平成29年10月には、文部科学省競争的資金調整室による科学研究費履行状況調査を、平成30年1月には文部科学省学術研究助成課による科学研究費実地検査を受検し、事務処理については概ね適正に処理がされていると評価を受けたが、研究補助員の勤務実態の把握強化などの意見もあったことから、「研究費等執行マニュアル」の見直しを行った。</p>		<p>ことができる。</p> <p>用語に不備がありましたので、以下のように修正します。</p> <p>【変更後】 (1~2行目()書き内) このほか学部生の卒業研究に係る研究倫理審査35件 (10行目) 卒業研究に係る研究倫理審査について～</p>
--	--	---	--	---

Ⅲ-1 組織運営の改善に関する取組

31101	<p><効率的で機動的な組織運営体制の維持> 新理事長の就任並びに常勤理事の交代により、新しい体制で法人及び大学の運営を行う。また、引き続き、</p>	<p>平成29年4月から理事長及び学内理事(3名)の交代、経営審議会、教育研究審議会の学外委員がそれぞれ1名交代するなど、一新した法人体制となり、教職員が一丸となって法人及び大学運営に努めた。</p> <p>大学運営については、理事長、副理事長、各理事が、月に2回程度、昼食時を利用して気軽に顔を突き合わせなが</p>	<p>(質問①) 3課から2課にした理由が十分に理解できない。入試関連事務体制とその責任体制の範囲に関しては、事務局体制図を確認させていただきたい。</p>	<p>(回答①) 平成29年度から2課体制にすることについては、31101<適正な業務運営>に記載しています。記載内容は、「高大社連携などの新たな業務の増大や事務局各課間の密な連携が要請されていることから、事</p>
-------	--	---	---	---

<p>学外の有識者が参加する理事会、経営審議会、教育研究審議会において十分な審議を行うとともに、新理事長がリーダーシップを発揮し迅速な意思決定や機動的な運営が行えるよう、副理事長及び新理事が補佐する。</p>	<p>ら大学の方針等を確認・共有する機会を持つとともに、引き続き、同メンバーに加え事務局副局長や企画監、各課長を構成員とする企画運営会議を毎月定期的開催し、協議、調整、情報共有を行うことにより迅速な意思決定を行った。また、理事会、経営審議会及び教育研究審議会において、大学経営、教育研究、地域貢献などについて熱心に審議及び意見交換が行われた。</p> <p>法人の審議機関である教育研究審議会の運営については、法人化以来、重要な案件を審議する定例の教育研究審議会には学外委員の出席を依頼する一方で、不足教員補充のための募集や学外協力者の委嘱など年間を通じて審議が必要な案件については、適宜、学内の委員で審議し、審議結果を次の学外委員の出席する審議会で報告・了承する、というような学外委員の負担を勘案した柔軟な運営を行ってきたが、広く意見を得るため、全ての教育研究審議会に外部委員の出席を求める運営とした。</p> <p>理事長の裁量経費として、全教職員が大学にとって必要と思われることを自由に調査・検討できるように「実現可能性調査検討事業」を予算計上し、延べ35名の教職員が参画して自由な発想のもと調査・研究を行った。その中には、保健師の就職を希望する学生に対して先輩保健師との交流を行うなど具体的な事業になったものもある。</p> <p>さらに、理事の業務内容についても見直しを行い、高大接続事業を含め学生募集から入試に至るまでの業務を企画情報担当理事の所管としたことで、一体的に事業が展開でき、指定校推薦や地域枠の設定など新たな入試制度をスムーズに実施できた。</p> <p>なお、平成29年度の理事会等の審議事項件数及び主な審議内容は次のとおりである。（ ）は平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会：審議事項17件（14件） ・経営審議会：審議事項14件（16件） ・教育研究審議会：審議事項18件（11件） <p>[主な審議内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度業務実績報告、平成30年度計画 ・平成28年度決算 	<p>務局内の連携強化と業務の効率化を図るため事務局組織を改編することとし、平成29年度から新たな組織体制で業務運営することとした。具体的には、企画広報課の学生募集など高大連携事業は教務学生課の所管とすることで入試事務と一貫性をもった体制とするとともに、高大連携事業以外の業務を総務課の所管とすることにより、3課体制（総務課、企画広報課、教務学生課）から2課体制（教務学生課、企画総務課）に移行した。」です。</p> <p>また、前回、33101において、「理事の所管と教務学生課の業務に関して組織上の問題がないか」との質問に対する大学からの記載内容は、</p> <p>「従来、事務局の二つの課（企画広報課と教務学生課）で所管していた学生募集、入試、入学前準備教育の一連の高大接続の業務については、シームレスに遂行される必要があるため、各課の体制や業務を再編し一つの課（教務学生課）の業務としました。</p> <p>これに併せて、理事の所管についても、従来は企画情報担当理事（メディアコミュニケーションセンター長）と教学研究担当理事（学生部長）が担当していた業務の責任体制を企画情報担当理事1人の担当とし、事務局の業務体制と理事の担当を整合させて円滑な業務遂行が出来る体制としました。」です。</p> <p>なお、上記の内容の意味するところを整理しますと、</p> <p>「従来、高大接続事業（学生募集、入学前準備教育、入試改革など）については、企画広報課の事務であり、企画情報担当理事の所管として業務を遂行してきました。一方、入試業務については、教務学生課の事務であり、教学研究担当理事の所管でした。このように高大接続事業に密接に続く入試業務が、2つの課、2人の理事に分かれてい</p>
--	---	--

		<p>・平成29年度補正予算、平成30年度当初予算</p>		<p>たことから、「お互いの課における情報の共有面」や「入試改革の発案（企画広報課）と新しい入試制度の詳細の検討・実行面（教務学生課）」において責任や権限面で整理を必要とする状況が生じつつあり、このことは2人の理事の所管にまで影響を及ぼしていました。このため、平成29年度からは、高大接続事業と入試業務については、一塊の業務として、教務学生課の1課長のもとでの業務とし、理事の所管も企画情報担当の1理事の所管とするよう業務執行と責任体制を整理したものです。」</p> <p>また、平成28年度の企画広報課の5人体制から平成29年度に教務学生課に移管する業務に関わる人員は3人であり、残る企画広報課人員は、課長と職員1人の2名であることから組織運営上、企画広報課と総務課とを統合した方が助け合うことが出来るなど、組織として効果的な運営ができることを考慮して2課体制にしました。</p> <p>入試関連事務体制とその責任体制の範囲に関しては、「公立大学法人三重県立看護大学組織規程」の「別表 分掌事務」を添付します。</p>
--	--	-------------------------------	--	--

Ⅲ-2 人事の適正化に関する取組 (1) 人材の確保

32101	<p><適切な人材マネジメントの実施> 教員のモチベーションの向上や活動の促進につなげるため、教員活動評価・支援制度と勤勉手当の傾斜配分を行うための評価制度について、見直しを行う。</p>	<p><u>本学では2つの人事評価制度を運用してきた。一つは、法人移行時に大学と県により合意した法人の基本方針の一つである「教員の人事・評価は、教員の業績が適切に評価され、評価結果が人事、給与、研究費へ反映される制度を導入する。」に基づき導入した「教員活動評価・支援制度」である。評価項目や評価基準は「教育」、「研究」、「大学経営」、「地域貢献」の4分野において、数値で把握される活動業績である「定量評価」と職位ごとに期待される人材像に基づく「定性評価」からなる。3年間の評価結果は、教員合意の下、研究費に反映し給与へは反映しないものとされた。</u></p>	<p>(質問①) 県との合意では「評価結果が人事、給与、研究費へ反映される制度を導入する。」と「3年間の評価結果は、教員合意の下、研究費に反映し給与へは反映しないものとされた。」となっていますが、評価は研究費に反映されるので県との合意には反しないという意味でしょうか。</p>	<p>(回答①) 法人制度の導入にあたっては、法人化の前段階から検討し、第一期の中期目標期間の6年間で、法人の安定的な運営のための基盤を整備する期間でもあることから、県と大学の合意した基本方針に沿って、第一期中期目標期間の早期の段階において法人の基盤の一つである教員の人事・評価制度を検討し、整備したものです。</p>
-------	--	--	--	---

「教員活動評価・支援制度」が一定、定着した法人化の3年目に「勤勉手当を配分するための評価制度」を導入した。「教員活動評価・支援制度」が給与に反映しないことを前提にしていたことから、この制度とは別の評価制度として運用することとなった。このため評価方法については、評価分野は4分野と教員活動評価・支援制度と同様であるものの、評価項目や評価基準は設定せず定性評価のみで行い、1年間の評価結果を勤勉手当の配分に反映するものであった。

これらの2つの制度は、評価方法や評価結果の反映の仕方に違いがあり、制度の導入の経緯もあったため、これまで一定の期間にわたり維持されてきてはいたものの、2つの評価業務が重複しており負担になるなどの声もあった。また、評価委員会からも関係性についての意見を求められていたことから、これらの制度の運用について学内で検討を重ねた。

その結果、「教員活動評価・支援制度」については現状のとおり運用する。「勤勉手当を配分するための評価制度」については、評価方法の評価項目や評価基準が明確ではないなど評価制度としては十分ではないことから現状の定性評価方法に変えて、「教員活動評価・支援制度」の評価方法を採用し、勤勉手当の配分には、その単年度の結果を用いる制度に見直した。

また、「昇任申請の基準」については、平成28年度の改正として、研究業績の要件である「学術掲載論文及び学術書の合計数」について、対象者を看護専門職に限定して5年間の時限措置を講じたことや、従来から、医療機関や企業における管理職経験を研究業績とみなすこととしていることなど複雑な運用となっていたため、他学の状況なども参考に、論文等の質を担保しつつ論文数については少なくするなど、簡素で運用し易い昇任基準に見直した。

なお、教員の採用時には、採用選考に係る審査基準が未整備であったことから「昇任基準」を準用してきたが、今回の昇任基準の改正を機に、「採用選考に係る審査基準」を新たに整備した。

		<p>教員定数については、領域や職位ごとに定数を明確にした。</p> <p>①「在宅看護学」と「公衆衛生看護学」は、定数上は「地域在宅看護学」として、教授定数を1名としてきたが、教育内容が2つから構成されていることの負担や地域包括ケアシステムなど社会情勢に対応する教育に重点を置いていくとの考え方から、「在宅看護学」と「公衆衛生看護学」のそれぞれに教授定数を1名配置するよう充実させた。</p> <p>②病院との人事交流については、定数を明確に決めていなかったが、助手定数を3名と設定した。</p>		
32103	<p><事務職員の確保> 法人・大学運営の専門性、特殊性等にも的確に対応できるよう長期的視点に立って、大学固有職員の採用を行うとともに、県からの派遣職員及び契約職員等を適材適所に配置する。</p>	<p>固有職員については、専門性の向上、継続性の確保等の的確な法人運営の観点から、当面、最大5名程度まで職員を配置するとの採用の考え方のもと、一般公募による採用試験を実施した結果、平成30年度から1名を採用し、固有職員は4名となった。</p> <p>法人固有職員や県派遣職員は、大学経営の専門性や特殊性に配慮して配置し、契約職員、派遣会社からの派遣職員は、蓄積した専門的なノウハウの活用の観点や育休代替等を考慮し配置した。</p>	<p>(質問①) 派遣職員が蓄積した専門的なノウハウとは、回答①のように窓口業務、郵便物の仕分け、データ入力等を言うのですか。</p> <p>(質問②) 固有職員は最大5名となっているがあと1名は雇用する意思はあるのですか。</p>	<p>(回答①) それぞれの業務において、適正かつ効率的に業務を遂行する必要があり、そのためのノウハウや知識を蓄積する必要があると考えています。</p> <p>(回答②) 平成30年度年度計画に記載してあるとおり、平成30年度に公募・試験を実施し、平成31年度から採用する予定です。</p>
Ⅲ-2 人事の適正化に関する取組 (2) 人材の育成				
32202	<p><事務職員の育成と能力向上> 育成支援のための評価制度に基づき職員の評価を行うとともに、外部及び内部の研修への積極的な参加を促し職員の育成を行う。</p>	<p>事務職員については、平成23年度から導入した「三重県立看護大学事務局育成支援のための評価制度」を適切に運用した。</p> <p>評価項目は、職務遂行、チームワーク、能力、意欲の4領域である。5月に期首面談を実施し目標を定め、9月に中間面談、2月に期末面談を行い育成の支援を行った。</p> <p>全事務局職員の資質及び能力向上を図るため人材育成に努めた。SD*活動として、公立大学協会や文部科学省の研修会を中心に積極的に参加できるよう支援を行うとともに、平成29年度から人権意識を高めるために津地域</p>	<p>(質問①) 事務職員を対象としたOJTの内容をお聞きしたい。</p> <p>(質問②) その他の研修で行った簿記(6回)の参加人数、講師及び内容について確認したい。</p>	<p>(回答①) 事務局職員を対象とした集合研修によるOJT(11回)の内容は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護について(1回) 講師：学長 2 経営分析の仕方・決算書の見方(1回) 講師：あずさ監査法人公認会計士 3 法令(3回) 講師：事務局企画監

		<p>防災総合事務所が実施するミニ人権大学に積極的に参加させた。また、事務局職員を対象としたOJTを11回開催し、事務局職員としての基礎的な知識の習得を支援した。特に、看護学科単科の事務職員の基礎知識として、初めて、「看護について」の学長からの研修の機会（1回）を開催した。SD*研修会にも積極的に参加するよう支援した。その他の研修内容は、経営分析の仕方・決算書の見方（1回）、法令（3回）、簿記（6回）であった。なお、法令及び簿記については、質問形式の研修であり、理解度を確認しながらのものとし、共通する課題については事務局内での共有を図った。</p> <p>（参加した主な研修）</p> <p>【学外】 公立大学に関する基礎研修、教務事務セミナー、公立大学法人会計セミナー、公立大学中堅職員研修、実務担当者向け財務会計研修、大学財務セミナー、地震防災セミナー、文教施設セミナー、著作権セミナー、APシンポジウム、教育改革国際シンポジウム、奨学金研修会 など</p> <p>【学内】 事務局職員研修、人権研修、大学運営教職員研修会、ハラスメント研修、カリキュラム研修 など</p>		<p>①法の仕組み（体系） ②法令用語の使い方 ③基本法（憲法、民法、行政法）</p> <p>4 簿記（6回） 講師：事務局副局長、企画総務課主幹</p> <p>①簿記の基本① ②簿記の基本② ③損益計算書 ④貸借対照表① ⑤貸借対照表② ⑥キャッシュ・フロー計算書</p> <p>（回答②） 簿記研修の講師及び内容は上記のとおりです。参加人数は、6回合計で延べ48人でした。</p>
<p>IV-2 経費の抑制に関する取組</p>				

42101	<p><経費の抑制> 教育・研究予算を精査し、適正な配分を行うとともに決算数値や大学の経営状況などを教職員に対して分かりやすく説明することにより、コスト意識の向上と経費の抑制を図る。</p>	<p>平成 28 年度決算の財務諸表の公表、経営分析の仕方・決算書の見方の研修会や省資源・省エネルギー等の取組により、職員のコスト意識の向上を図った。また、当初予算編成においては、予算編成方針を策定し、教職員に適切な見積りやコスト削減に努めるよう周知を行うとともに、節約したことで予算が余った場合は、剰余金として翌年以降に活用できることの周知もあわせて行った。さらに、予算編成では、学生への教育に支障がでないよう消耗品や教育研究備品など、必要なものは全て予算計上を行った。</p> <p>また、学内の照明のLED化については、LEDへの取替効果が高い教室等を中心に過去から実施し、平成 29 年度は研究棟の取替工事に着手した。今後は、体育館や講堂など取替に要する経費が見込まれる施設のLED化について電気料金の縮減額との効果を検証しつつ、検討を行うこととした。さらに、電気については、一般競争入札による電気供給業者の選定を行い電気料金の縮減に努めた。</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年度電気使用料金（消費量） 13,264 千円 (753,548kWh)</p> <p style="text-align: center;">(平成 28 年度電気使用料金（消費量） 13,052 千円 (774,683kWh))</p>	<p>(質問①) 評価の段階で質問になってしまいましたが、 これまで大学が行っていたISOの環境問題はどのようになっていますか。（省エネルギー省資源の問題とも関係しますの）</p>	<p>(回答①) 本学では、平成 14 年 3 月以降、ISO14001 に基づく環境マネジメント・システムを運用していました。</p> <p>しかし、平成 26 年に受審した第三者機関による審査において、本学のマネジメント・システムは確立されており、本学の特色を活かした活動へ転換する時期にあると評価されたこと、第三者機関による認証を維持するための事務量・コストを考慮すると、ISOに基づくマネジメント・システムを維持せずとも、これまで培った活動力を継続することで、環境保全活動の維持が可能であると判断したことから、平成 27 年 10 月、本学独自の環境マネジメント・システムへ発展的に移行しました。</p> <p>新しい環境マネジメント・システムでは、大学全体の環境目的・目標に基づき、各領域及び事務局等で構成される各部門が、環境目標及び実施計画（以下「目標等」。期間：4 か月）を策定し、当該目標等に基づく環境保全活動を行っています。</p> <p>当該目標等の期間終了後、各部門の構成員が当該目標等に対する自己評価を行い、当該評価を踏まえて、次期目標等を策定しています。</p>
-------	---	---	---	--